

制服・頭髪等について

1 制服について

- (1) 冬服（全て学校指定）
色はグレーでスリーピース（3つボタンジャケット・スカートまたはスラックス・ベスト・白のカッターシャツ・ブルーグレーのリボンまたはネクタイ）とする。
- (2) 中間服（全て学校指定）
冬服の3つボタンジャケットを除くもの。
- (3) 夏服（全て学校指定）
白ブラウス（半袖または長袖）・紺のストライプリボンに濃紺色のスカート，または白とグレーのストライプシャツ・濃紺色のスラックスとする。
- (4) スラックス着用の場合，黒または紺色のベルトを着用する。
- (5) ソックスは校章入りの学校指定のものとする。スラックス着用の場合，黒または紺色で無地のものとする。長さは，着席時に肌が見えない程度のものである。
- (6) スカート丈は膝中心線を基準とする。スカート丈を短くカットしたものについては，再購入する。また，身長が伸びたなどの理由でスカート丈が膝上5センチよりも短くなった場合は，補正をするか再購入する。
- (7) 通学靴は学校指定のものとする。
- (8) 通学かばんは学校指定のものとする。
- (9) 補助バッグは，口の閉まるタイプで華美でない，黒・紺・茶等の無地が好ましい。
- (10) 防寒用のセーターは学校指定のものを着用する。防寒着（コート等）については，黒または紺色の華美でないものとする。着用期間は11月下旬より3月下旬までとする。コートは脱靴場で着脱すること。
- (11) 寒冷時は，肌色または黒色のストッキングを許可する。
- (12) マフラー・手袋は華美でないものとし，寒冷時のみ許可する。必ず脱靴場で着脱すること。

2 更衣期間

原則として下記の通りとする。

- 冬服 10月下旬より4月30日まで
- 中間服 4月下旬より5月31日まで・9月下旬より10月下旬まで
- 夏服 5月下旬より9月下旬まで

3 髪型・眉について

- (1) 髪の長さは，直立して襟が隠れるところまできたら結ぶ。もしくはカットする。
- (2) 前髪は，眉の上付近で整髪する。それ以上長くなる場合はピンでとめる。
- (3) 横髪は垂らさない。耳にかけてピンでとめる。
- (4) パーマ（ストレートパーマも含む）・アイロン・染脱色・エクステンションなどの高校生にふさわしくない特殊な髪型・眉は禁止する。
- (5) 髪飾り（シュシュ・クリップ等）は禁止する。ゴムの色は黒・紺・茶とし，ヘアピンは黒とする。
- (6) 眉は極端に剃ったり抜いたりしないこと。原則書き足しは禁止する。染脱色等しない。

4 その他

- (1) 装飾品（指輪・ネックレス等）及び化粧は禁止する。ピアスを開けた場合は特別指導となる。
- (2) 体育館シューズ・上履きは，学校指定のものとする。
- (3) 傘は単色とし，装飾過多なものは禁止する。
- (4) ひざ掛けは，華美でないものを寒冷時のみ許可する。
- (5) 特別の理由で異装する場合は，異装許可願を提出し，必ず学校の許可を受ける。
- (6) 学校指定のものは，すべて購買部で扱うものとする。
- (7) 防犯ブザーを携帯すること。

携帯電話について

1 携帯電話の持ち込みについて

- (1) 携帯電話の校内持ち込み，使用は原則禁止する。ただし，防犯目的等で希望する場合は，保護者申請書をもとに審議し，持ち込みを許可する場合もある。
- (2) 保護者申請書内容
 - ア 持ち込み理由（防犯目的等として認める）。
 - イ 学校使用規定の遵守。
 - ウ フィルタリング加入証明書及び家庭内ルールの添付。
 - エ 盗難・紛失・破損についての学校に対する免責。
 - オ 機種変更した場合は，再度許可申請を行う。
- (3) 許可された生徒の使用規定
 - ア 原則，校外外及び登下校中禁止。
 - イ 保護者との連絡及び防犯目的等については使用を認める。
 - ウ 校内での使用については，担当職員の許可のもとに，各職員室内で使用する。
 - エ 保管場所は，かばんまたは補助バッグの中とし，ロック機能を設定し，電源を切る。
- (4) 携帯電話の無許可持ち込みは，特別指導対象となる。

2 携帯電話の使用規定違反について

- (1) 指導回数については，年度ごとにカウントする。
- (2) 指導内容
 - ア 1回目…係・担任による指導。保護者連絡（違反生徒反省文記入及び反省文保護者閲覧）
 - イ 2回目…違反生徒及び保護者来校の上，係担任指導（違反生徒反省文記入及び保護者確約書）
 - ウ 3回目以上…特別指導（保護者来校含む）。

*違反内容によって別途審議することもある。

3 休日，家庭での携帯電話の使用について

- (1) 公共の場で使用する際は，マナーを守り他人に迷惑を掛けないようにする。
- (2) 家庭内ルールを作る。
- (3) 携帯電話やスマートフォンの多用による，生活リズムの崩れや，勉強への支障が生じないようにする。
- (4) 安易にブログやツイッター，フェイスブックなどに写真やコメントを掲載しない。
- (5) 誹謗中傷を書き込まない。
- (6) インターネットを使用する際は，各自が情報を発信することに責任を持って使用する。
- (7) 有害サイトへ接続しない。有害サイトへの接続を制限するフィルタリングをすること。

アルバイトについて

1 長期休業中のアルバイトの原則

- (1) アルバイトをする者に対しては、学業成績・性行等を考慮し、担任が指導した上で許可の手続きを取らせる。
- (2) 許可にあたっては、保護者が必ず担任に連絡し、手続きを取る。
- (3) 風俗営業、夜間営業、飲食店での接客業務（主として酒類を扱う店）、健康を害する職種及び自宅より通勤できない場合は許可しない。
- (4) アルバイト期間は、夏季休業中は4週間、冬季休業中は1週間、春季休業中は6日を原則とする。
- (5) 従業時間は8:00～18:00とする。
- (6) 賃金が鹿児島県の最低賃金を下回らないこと。

2 長期休業中アルバイト許可の条件

- (1) 基本的な生活習慣が確立していること。
- (2) 校則をきちんと守っていること。
- (3) 直近の学期末の成績において欠点科目がないこと。
- (4) 授業態度や課題の提出状況が良好であること。
- (5) 3年生については以下のことも許可条件とする。
 - ア 進路希望先が明確であること。
 - イ 進路活動（面接練習、進路ノート、一般常識問題集等）を計画的に進めていること。
 - ウ 夏季休業中の学校行事（三者面談、就職模試、推薦委員会等）にすべて参加すること。

*条件を違反した場合は、次の長期休業中のアルバイトを認めない。

3 長期休業中アルバイト許可手続き

許可を受ける者は、長期休業中アルバイト説明会に出席し、次の(1)から(4)の手順で、指定日まで手続きを済ませること。また、終了後は、生徒自身で(5)と(6)の手続きを済ませること。

- (1) 長期休業中アルバイト説明会に出席し、手続き等の説明を受ける。
- (2) 許可申請用紙に必要事項を記入する。
- (3) 生徒は申請書類に記載されている担当職員の許可印を受ける。
- (4) 再度、生徒指導部アルバイト係より説明を受け、許可証を受け取る。
- (5) 長期休業中のアルバイト報告書を提出する。
- (6) 長期休業中のアルバイト許可証を返却する。

4 特別アルバイトについて

特別アルバイトは、家庭の経済状況が厳しい生徒に対して、長期休業中以外の土・日・祝日にアルバイトを特別に許可するものである。

5 特別アルバイト許可の条件

- (1) 基本的な生活習慣が確立していること。
- (2) 校則をきちんと守っていること。
- (3) 新規で申請する場合は、直近の学期末の成績において欠点科目がないこと。許可者については、その後の学期末の成績において欠点科目があった場合は、許可を取り消す。
- (4) 授業態度や課題の提出状況が良好であること。
- (5) 奨学金を受けているか、申請していることを原則とする。

- (6) 考査期間中の特別アルバイトは許可しない。
- (7) 1年生は、2学期以降に許可する。ただし、経済的に非常に厳しい場合は、別途審議する。
- (8) 従業時間は8:00～18:00とする。
- (9) 風俗営業、夜間営業、飲食店での接客業務（主として酒類を扱う店）、健康を害する職種および自宅より通えない場合は、許可しない。
- (10) 賃金が鹿児島県の最低賃金を下回らないこと。

6 特別アルバイト許可手続き

職員会議での承認、その後の手続きについては、次の(1)から(4)の順で、手続きを済ませること。また、月末には生徒自身で(5)の手続きを済ませること。

- (1) 希望する生徒は、その旨を担当に伝え、担任は保護者に確認をとる。担任から係へ連絡後、生徒は許可申請書についての説明を受ける。生徒は許可申請書を提出し、承認を待つ。
- (2) 職員会議で承認されたら、生徒は特別アルバイト申請についての説明を係から受ける。生徒は書類記入後、生徒指導部の係に提出する。
- (3) 係が書類確認後、生徒は申請書類に記載してある担当職員の許可印を受ける。その書類は最後は係に提出する。
- (4) 生徒は係より説明を受け、許可証を受け取る。
- (5) 許可された生徒は、特別アルバイト報告書を毎月提出する。
※ 特別アルバイトを終了する場合は、許可証を返却する。

交通について

1 徒歩通学について

- (1) 右側通行の遵守。
- (2) 信号を守る。
- (3) 車の直前直後の横断をしない。
- (4) 斜め横断をしない。

2 列車・バス通学について

- (1) 定期券の期限については常に確認し、不正使用をしないこと。
- (2) 車内でのマナーを遵守すること。
- (3) デッキ・乗降口・連結部には乗らないこと。
- (4) 電車・バスが止まってから安全に乗り降りをする事。
- (5) 駅への走り込み、かけ込み乗車は絶対にしないこと。必ず5分前には改札を済ませてホームに出ること。
- (6) ホームでは白線の外側に立って待つこと。
- (7) 電車・バスの待ち時間については、待合室等のマナーをしっかり守ること。

3 自転車通学について

(1) 自転車通学の許可条件

- ア 自宅から学校、並びに最寄りの駅・バス停までが1 Km 以上であること。
- イ 極端なスタイルの車体でないこと。(ドロップハンドル・アップハンドル等は許可しない。)
- ウ 電動アシスト自転車の使用も認める。
- エ 防犯登録をしていること。自転車保険に加入していること。
- オ 許可ステッカーが車両後部中央の見やすい位置に貼付されていること。
- カ 自転車通学許可願に必要事項を記入し、下記の手順で手続きをすること。(新入生は、「合格者のしおり」の手続きによる。)

担任印→生活・交通指導係印→ステッカー購入→生活・交通指導係へ提出→許可証受領

(2) 通学上の留意事項

- ア 常に車輛を整備し、交通法規・マナーを遵守すること。
- イ 必ず施錠(二重ロック)をすること。
- ウ 校内ではみだりに使用しない。
- エ 貸し借りをしない。
- オ 夜間の使用時には必ず点灯すること。

4 単車免許取得について

単車の免許取得は、排気量 50cc 以下の原動機付自転車とし、下記の条件に該当する生徒に許可する。

- (1) 通学に使用する生徒で、通学距離が自宅から学校並びに最寄りの駅・バス停まで 5 km 以上 15km 以内であること。ただし、長島地区の生徒で自宅から学校並びに折口駅までの距離が 15km 以上の者については、保護者・生徒と担任・係が面談のうえ、係で審議をして許可する。
- (2) 上記(1)に該当しない生徒で、地形等により通学のため免許取得が必要な者については、保護者・生徒と担任・係が面談のうえ、特別審議とする。
- (3) 通学に使用しない生徒で、家庭状況等により免許取得が必要な者については特別許可とする。特別許可については、原動機付自転車特別受験許可申請書を提出し、保護者・生徒と担任・係が面談のうえ、職員会議の承認を得て許可する。

- (4) 学期末・学年末成績で4単位を超える欠点教科・科目を有する者については、許可しないこともある。
- (5) 自動二輪の取得は許可しない。
- (6) 受験は長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）に限り許可する。入学者選抜時の自宅学習期間については許可しない。
- (7) 受験希望者は所定の用紙に保護者同意のうえ必要事項を記入し、長期休業前に示される「受験許可願い手続きの流れ」にそって下記の手順で手続きをすること。
担任印→生活・交通指導係印→教頭印→校長印→生活・交通指導係へ提出→許可証受領

5 免許取得後について

- (1) 免許を取得したら、係並びに担任に報告する。
- (2) 原則として、通学以外の目的で使用はしないこと。
- (3) 単車の貸し借りはしないこと。
- (4) 単車を運転する場合は、野田女子高等学校生としての自覚を持ち、事故・違反を起こさないように交通法規・マナーを遵守し慎重な運転を心がけること。
- (5) 事故・違反を起こした場合は、直ちに担任並びに係に報告すると共に、事故・違反報告書を提出すること。
- (6) 任意保険に加入することが望ましい。

6 単車通学について

(1) 通学の許可条件

- ア 車種は、原則としてスクータータイプとする。
- イ ヘルメットはフルフェイス型とし、風防は無色透明とする。
- ウ 免許取得後2週間は練習期間とし、この期間に本人と保護者で通学路の確認と試行運転（2回以上）を実施すること。
- エ 通学許可番号プレートを取り付けること。
- オ カバン等を固定できる荷台がついていること。
- カ 車体検査に合格すること。
- キ 単車や通学路等の変更が生じた場合は、速やかに係に届け出ること。
- ク 「4 単車免許取得についての（1）・（2）項」の条件が消滅した場合は、通学許可を取り消す。この場合、免許証は保護者で預かることとする。
- ケ 単車通学許可願に必要事項を記入し、下記の手順で手続きをすること。
担任印→生活・交通指導係印→教頭印→校長印→生活・交通指導係へ提出→許可証受領

(2) 通学上の厳守・注意事項

- ア 交通法規・マナーを遵守すること。
- イ 常に車両の整備・点検をすること。
- ウ 通学許可証は常に携帯しておくこと。
- エ 校内では最徐行すること。
- オ 時間に余裕をもって登下校すること。特に登校時は10分前に学校・駅・バス停に到着すること。
- カ カバンは荷台にしっかり固定（カバンの中は軽くする。入らない教科書等はリュックに入れて背負うこと）し、補助バッグはメットインに入れること。絶対にハンドルに掛けたり、足下に置いたりしないこと。（軽い物はフックに掛ける。）
- キ 服装について
 - (ア) 原則として、身体を守るために長袖・長ズボン（厚手の生地が好ましい。ただし、トレーナー・フリース等は認めない）を着用すること。
 - (イ) 雨合羽や防寒着は華美でない明るい色（白色・黄色・赤色等）とする。なお、防寒着は防寒機能のある生地（フリース・トレーナー等は認めない）であること。
 - (ウ) マフラーは車輪への巻き込み防止等のため、防寒着の中にきちんと入れ、なびかせないこと。

- (エ) 長ズボンや防寒着の上にスカートを着用しないこと。(スカートが風で膨らむ状態を防ぎ、安全運転の障害となることを防止するため。)
- (オ) 長袖(制服以外)・長ズボンや防寒着・マフラー・手袋等を着用して登校した場合は、単車小屋までとする。また、下校時は単車小屋で着用すること。
- ク 学校周辺は交差点やカーブが多く道路が狭いので、一時停止を確実にいき安全な速度で細心の注意をはらって運転すること。
- ケ 単車置き場について
 - (ア) 学校までの生徒は、指定された単車置き場に整理をして駐車すること。
 - (イ) 駅・バス停までの生徒は、所定の単車置き場に整理をして駐車すること。

7 自動車学校への入校について

- (1) 本科生の自動車学校入校は、3学年2学期中間考査終了以降とする。通学については土曜日・日曜日・祝祭日のみとする。冬季休業中・自宅学習期間中は月曜日から金曜日も認める。ただし、いずれの期間においても学校行事を優先とする。
また、衛生看護科3年生で専攻科に進学する生徒は、2月は専攻科進学準備期間となるので土曜日、日曜日、祝祭日のみとする。
なお、入校日等詳細については、年度ごとに「自動車学校入校許可条件と入校後の条件」で示す。
- (2) 夜間(午後6時以降)の通学は認めない。
- (3) 合宿教習は許可しない。(自宅学習期間中、及び衛生看護科3年生で専攻科に進学する生徒は3月中も含む。)
- (4) 2学期期末考査・卒業考査1週間前から卒業考査終了までの期間については、自動車学校への通学を禁止とする。
- (5) 普通自動車のみを受講対象とする。(自動二輪は許可しない。)
- (6) 本校所定の自動車学校入校許可願手続きを(衛生看護科3年生で専攻科に進学する者は、3月中も提出)完了すること。
- (7) 以下の者は入校を認めない。
 - ア 授業料・諸経費・学級費等の滞納がある者。
 - イ 2学期中間考査で欠点科目のある者(当考査で実施されない教科・科目については1学期期末の成績を参考とする)。ただし、2学期期末考査で欠点が解消された場合は、その時点で入校を認める。
 - ウ 進路が決定していない者は、原則として入校を認めない。
 - エ 服装・容儀等で問題のある生徒については、入校を認めないこともある。
- (8) 通学は制服とする。実技はジャージを着用、又は自動車学校の指示に従って受講すること。
- (9) 運転免許試験は、卒業式まで受験を認めない。ただし、特別な事情がある場合(就職先への赴任日に支障がある場合等)は審議の対象とする。
- (10) 自動車学校入校希望者は所定の用紙に保護者同意のうえ必要事項を記入し、年度ごとに示される「自動車学校入校許可願手続きの流れ」にそって、下記の手順で手続きをすること。
担任印→生活・交通指導係印→教頭印→校長印→生活・交通指導係へ提出→許可証受領

8 保護者に送迎してもらう時の注意事項

保護者に送迎してもらう場合は、決められた場所でのみ乗降すること。また、進入禁止場所へは車の乗り入れをしないこと。